

はじめに

本書は、2011年1月1日現在公表済みで、2011年又はそれ以降の期日からの適用が要求されている国際財務報告基準（以下、IFRSs）を、俯瞰的かつ専門用語の使用を最小限に抑えて要約したものです。

本書について

本書は、IFRSs の概要と IFRSs の導入が事業活動に及ぼす影響について押さえておきたい経営幹部、監査役・監査委員、取締役をはじめとするビジネスパーソンを主な読者に想定して、IFRS 財団の教育担当スタッフが、簡潔で利便性の高い形にまとめた説明資料です。ただし本書は、国際会計基準審議会（IASB）によるレビューを受けたものではありません。

IFRSs における要求事項の詳細については、IASB が 2011 年 1 月 1 日時点で公表している基準を参照願います。

IFRSs について

IFRS 財団の目的は、公益に資するよう、高品質で理解可能性が高く、かつ強制力を持ったグローバルに認められる財務報告基準を、明確に定められた原則に基づいて開発することにあります。

IASB は、IFRS 財団の基準設定主体です。IFRS 財団は、IASB 理事の選出、IASB の活動に対する監督及び必要な資金の調達に責任を負う一方、IASB は IFRSs の作成及び公表を始めとするすべての専門的事項について全面的な責任を負っています。

IASB の組織目的は、主として IFRSs を開発・公表し、一般目的財務諸表*における IFRSs の適用を推進することにより達成されます。

IFRSs は、一般目的財務諸表において重要な取引及び事象を取扱う認識、測定、表示及び開示要件を定めたものです。IFRSs は、一般目的財務諸表で表示される情報の基礎となる概念について扱った**概念フレームワーク**に基づいています。概念フレームワークは、原則主義に基づく会計基準の開発のために必要な諸概念を提供するものです。

IFRSs は、強制力を伴った基準であり、以下の基準書及び解釈指針によって構成されています。

- (a) 国際財務報告基準書 (IFRS)
- (b) 国際会計基準書 (IAS)
- (c) IFRS 解釈指針委員会 (旧称「国際財務報告解釈指針委員会」(IFRIC))
もしくは IFRIC の前身である解釈指針委員会 (SIC) によって開発された解釈指針

2009 年 7 月、IASB は、**中小企業、非公開企業、公的説明責任のない企業**など、国によって様々な名称で呼ばれている企業群への適用を想定した基準書を公表しました。この基準書は、「中小企業向け国際財務報告基準」(IFRS for SMEs) と呼ばれています。

* 一般目的財務諸表とは、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」第 7 項において、「自己の特別な情報ニーズに合うように作成された財務諸表を要求する立場にない利用者のニーズを満たすことを意図した財務諸表」と定義されている。

日本語版の出版にあたって

本書は、IFRS 財団（旧 IASC 財団）が 2006 年以来定期的に発行している”International Financial Reporting Standards (IFRSs[®])—A Briefing for Chief Executives, Audit Committees & Boards of Directors” 2011 年版の日本語版です。

本書は、IFRS 財団の教育担当スタッフが、国際財務報告基準（IFRSs[®]）を構成する基準書から原則中の原則とも言えるエッセンスを抽出し、経理・財務の専門家ではないビジネスパーソンが読んでも理解できる言葉で書き下ろしたものです。日本語版のタイトルは、原題を尊重して「経営幹部のための IFRS ガイド 2011 年版」としましたが、経営幹部に限らず幅広い読者層にとって IFRS の概要とビジネスへの影響を知る上で有益な資料となるでしょう。

また日本語版では、IFRS 財団より特別に許可を得て、用語定義、具体例の紹介、あるいは本文だけでは分かりにくい箇所の解説などを訳注として追加しました。さらに、巻末には索引も追加し、日英対照 IFRS 用語集としてご活用いただくこともできるようにしています。

本書を研修用教材としてご活用いただくにあたっては、まず「財務報告に関する概念フレームワーク」を押さえた上で、例えば事業会社にお勤めの方であれば、以下のようなカテゴリー分けに従って読み進めていけば、知識がより体系化されるでしょう。

認識・測定に関する基本原則を学ぶための基準書

- 1) IAS 第 18 号 「収益」
- 2) IAS 第 11 号 「工事契約」
- 3) IAS 第 2 号 「棚卸資産」
- 4) IAS 第 16 号 「有形固定資産」
- 5) IAS 第 23 号 「借入費用」
- 6) IAS 第 38 号 「無形資産」
- 7) IAS 第 36 号 「資産の減損」
- 8) IAS 第 37 号 「引当金、偶発負債及び偶発資産」

表示・開示に関する基本原則を学ぶための基準書

- 1) IAS 第 1 号 「財務諸表の表示」
- 2) IAS 第 7 号 「キャッシュ・フロー計算書」
- 3) IAS 第 8 号 「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」
- 4) IFRS 第 5 号 「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」
- 5) IAS 第 33 号 「1 株当たり利益」
- 6) IAS 第 10 号 「後発事象」
- 7) IAS 第 24 号 「関連当事者についての開示」
- 8) IAS 第 34 号 「中間財務報告」
- 9) IFRS 実務ステートメント「経営者による説明」[†]

重要な個別論点に関する基準書

- 1) IAS 第 17 号 「リース」
- 2) IAS 第 19 号 「従業員給付」
- 3) IAS 第 12 号 「法人所得税」
- 4) IAS 第 32 号 「金融商品: 表示」
- 5) IAS 第 39 号 「金融商品: 認識及び測定」
- 6) IFRS 第 9 号 「金融商品」

[†] IFRS 実務ステートメント「経営者による説明」は基準書ではなく、IFRS に準拠して作成された財務諸表に関連する経営者による説明の表示に関する一般的かつ拘束力のないフレームワークを提供するものである。

7) IFRS 第 7 号 「金融商品：開示」

企業集団に関する基準書

- 1) IAS 第 27 号 「連結及び個別財務諸表」
- 2) IFRS 第 3 号 「企業結合」
- 3) IAS 第 28 号 「関連会社に対する投資」
- 4) IAS 第 31 号 「ジョイント・ベンチャーに対する持分」
- 5) IFRS 第 8 号 「事業セグメント」
- 6) IAS 第 21 号 「外国為替レート変動の影響」

特殊な個別論点に関する基準書

- 1) IFRS 第 1 号 「国際財務報告基準の初度適用」
- 2) IFRS 第 2 号 「株式報酬」
- 3) IAS 第 40 号 「投資不動産」
- 4) IAS 第 26 号 「退職給付制度の会計及び報告」
- 5) IAS 第 20 号 「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」
- 6) IFRS 第 4 号 「保険契約」
- 7) IFRS 第 6 号 「鉱物資源の探査及び評価」
- 8) IAS 第 41 号 「農業」
- 9) IAS 第 29 号 「超インフレ経済下における財務報告」
- 10) 中小企業向け国際財務報告基準

最後になりますが、本書の翻訳・訳注と索引の追加から編集までの作業を当協会の教育研修アドバイザーでもある F A インサイト代表の寺崎徹哉氏に、また訳注を含めた監修をあらた監査法人にご担当いただきました。ここに深く御礼申し上げます。

2011 年 8 月 1 日
日本 CFO 協会
専務理事 谷口 宏